

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年7月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2100013号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2100026号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月

私は、A社に平成19年6月1日に営業職として入社し、同社から、請求期間に賞与が支給されたと思うが、厚生年金保険の記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る営業職員人事履歴照会(ハードコピー)及び事業主の陳述により、請求者は、平成19年6月1日に営業職員として同社に入社していることが確認できるところ、同社から提出された営業職員の平成19年6月賞与に係る支払基準において、当該賞与は、その算定対象期間である平成18年12月から平成19年5月までの営業成績に応じて支給する旨が定められており、事業主も、請求者の請求期間に係る貸金台帳等の資料はないが、当該算定対象期間に在籍していない請求者には当該期間に係る賞与を支給していない旨回答及び陳述している。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された適用システム内の請求者の賞与に係る画面(ハードコピー)において、請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、A社から給与及び賞与が振り込まれていたとする銀行の預金通帳は既に処分している旨陳述している上、当該預金口座のある銀行は、取引明細の保管期限は10年であるため、当該期間に係る記録の保管はない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与が支給された事実及び当該賞与に係る振込額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。